

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮、保養所などを有している法人(会社など)に対して課税されるもので、均等割と法人税割からなっています。

◎納税義務者

法人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人等	○	○
市内に寮等を有する法人等で、その市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	—
法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	—	○

◎税額の算出方法

○均等割（税率[年額]×事務所、事業所を有していた月数）÷12
 ＜均等割の税率＞

法 人 等 の 区 分		税率（年額）
資 本 金 等 の 額	本市従業者数	
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超～50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超～10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円超～1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人等		5万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、均等割の税率区分の基準について原則下記①の額となりますが、①が②を下回る場合は②の額となります。

- ① 資本金等の額（無償増資・無償減資等を行った場合は調整後の額）
- ② 資本金の額と資本準備金の額の合計額または出資金の額

※事務所等の所在する市町村ごとに算出し、従業者数は市内の事務所等の合計数になります。

○ 法人税割 課税標準となる法人税額×税率

<法人税割の税率>

法人等の区分	税率	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金等の額が1億円を超える場合	12.1%	8.4%
資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円を超える場合	12.1%	8.4%
資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合	9.7%	6.0%

* 課税標準となる法人税額の算定期間が1年に満たない場合、上記「年800万円」は下記の算式で求められる金額となります。

(800万円÷12)×算定期間の月数<端数切上>

* 法改正により平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、均等割と法人税割の税率区分の基準となる資本金等の額に無償増資の額を加算、無償減資等の額を控除することに変更されました。

◎申告と納税

法人市民税は申告納付の制度をとっているため、納税義務者である法人は①事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に仮決算による中間申告書又は予定申告書を、②事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に確定申告書を提出していただき、納付すべき税額を納めていただくことになります。ただし、税務署長により法人税の確定申告書提出期限延長が承認された場合は、承認期間だけ申告期限が延長されます。

Q&A

Q： 令和5年6月10日に市内に会社を設立しました。法人市民税の均等割額はどのようになりますか？

なお、当社は、資本金等の額3,000万円、従業者数20人で9月末日決算です。

A： 法人市民税の均等割額は、市内に事務所などがあった期間に応じ月割で算定されます。したがってあなたの会社の場合、資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であり、市内従業者数50人以下ですので、均等割は年間13万円となり、9月末日の決算まで事務所のあった月数は3ヵ月（月数は暦に従って計算し、1ヵ月に満たない端数は切り捨てます。ただし、期間が1ヵ月に満たない時は1ヵ月とします。）ですので、
13万円×3／12ヵ月＝3万2,500円となります。

事業所税

事業所税は、市内の事業所等において法人または個人が行う一定規模以上の事業に対して課税されるもので、資産割と従業者割からなっています。

人口と企業の集中する都市において、道路、公園、上・下水道、教育文化施設などの都市環境を整備・改善する費用に充てるために設けられた目的税であり、課税される都市は全国で77都市（令和5年4月1日現在）が指定されており、大阪府下では東大阪市をはじめ、大阪市・堺市・守口市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市の8市が指定されています。

◎事業所税のしくみ

	事業所税	
	資産割	従業者割
課税対象	事業所等において法人または個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人または個人	
課税標準	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積（事業所床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
免税点	事業所床面積1,000㎡以下（市内すべての事業所等を合算） ※800㎡超は申告が必要	従業者数100人以下（役員等含む） ※80人超は申告が必要
納期	法人：事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内 個人：3月15日	

注：「資産割」「従業者割」のどちらかが免税点を超える場合は、超えた方の納税義務が発生します。